

重度重複障害のある児童生徒の外国語教育は必要か



2013年に「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」に基づき、児童生徒の英語力向上を目指した様々な取り組みが進められてきた。外部人材の活用促進や外国人指導助手(ALT)の配置拡大もあげられ、新たな英語教育の実現のための体制整備が推進され、小学校中学年で外国語活動が、小学校高学年で外国語科が導入されている。一方で本計画には特別支援教育での改革は盛り込まれなかった(文部科学省, 2013)。

知的障害のある児童生徒の外国語教育は、1999年の学習指導要領で初めて中学部・高等部に選択教科「外国語」が設置された。現行の特別支援学校学習指導要領には、「知的障害のある児童においても、例えば、外国語の歌詞が一部含まれている歌を聞いたり、外国の生活の様子を紹介した映像を見たりするなど日常生活の中で外国の言語や文化に触れる機会が増えてきている。」とされ、「必要となる場合に編成することができる教科」として、新たに知的障害特別支援学校小学部第3学年以上の児童に対して外国語活動が位置付けられた。中・高等部の外国語科については前学習指導用要領と同様、生徒や学校の実態に応じて「設けることができる教科」としている。(文部科学省, 2019)。

2014年に日本が批准した障害者の権利に関する条約には第24条「教育について障害者の権利」が述べられ、そこには「学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置が取られること」「生涯学習を享受することができることを確保する」とある。

グローバル化が進む社会の中、また学ぶ権利の観点からみても、知的障害・重複障害のある児童生徒が外国語教育においても充実した学びを得る必要があると考える。(清田 2024 卒業論文より一部抜粋)

重複障害のある児童生徒の外国語教育は、「重複障害者のうち、障害の状態により、特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは(中略)総合的な学習の時間に替えて自立活動を主として指導を行うことができる。」(特別支援学校学習指導要領第一章 8 節の4)とある。学習指導要領には留意点として、「障害が重複している、あるいはその障害が重度であるという理由だけで、各教科の目標や内容を取り扱うことを全く検討しないまま、安易に自立活動を主とした指導を行うようなことのないよう留意する必要がある。(総則p343)」としている。しかし、重複障害のある児童生徒への実践が少ないまま、私たち教員は検討の余地もないのではないか。

そこで、具体的実践を調べてみると、1つの実践例に音楽やダンスを用いたものがあった(笠原, 2018)。交流及び共同学習への発展も示唆している。

重複障害の実践例は他に見られず、そこで私の実践を一つ紹介したい。外国語活動のゲームでよくみられるビンゴでは、重度重複障害のある児童生徒の好きなものを項目に入れ、ALTと直接コミュニケーションの機会を得ることができる。また、数十人程度の活動形態ならば、生徒の名札を作る活動も、何色が好きか、名前は何か等コミュニケーションを図りながら作成することができる。ALTの自己紹介では、一方的にならないよう、内容をルーレットで決めるなど、生徒が役割を持つことも重要である。実践後、「いつもより顔が上がって話を聞くことができた」「異文化を知ることができ貴重な体験だったと思う」など担任の先生から感想をいただいた。

学習指導要領にも、外国語教育に関するヒントが散見される。例えば、「理解を深める」とは新たに知識や技能を身に付けるということではなく、国語以外の言語に触れる体験をして、音声や文字の違い、共通する言語の働きや特徴に気付いていくこと。例えば、外国語でのコミュニケーションを繰り返し体験することで、表現の仕方は異なるが、要求をする際は言葉を使うと便利であるといったことを実感し、より意識して言葉を使おうとすることも考えられる。(学習指導要領各教科編p544) これらを手掛かりに授業を組み立てていけると考える。

今後も実践例を増やして、重複障害のある児童生徒への外国語教育について検討の材料にしたい。

以上を図式化してみます。

日本の流れ

2013年に「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」
外部人材の活用促進や外国人指導助手（ALT）の配置拡大
新たな英語教育の実現のための体制整備
小学校中学年で外国語活動
小学校高学年で外国語科が導入

特別支援教育の流れ

知的障害のある児童生徒の外国語教育
・1999年初めて中学部・高等部に選択教科「外国語」
・2018年「必要となる場合に編成することができる教科」として、新たに知的障害特別支援学校小学部第3学年以上の児童に対して外国語活動が位置付け。
中・高等部の外国語科について生徒や学校の実態に応じて「設けることができる教科」。

国際的な流れ

2014年障害者の権利に関する条約
第24条教育について障害者の権利
「学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置が取られること」「生涯学習を享受することができることを確保する」

重複障害者のうち、障害の状態により、特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは（中略）総合的な学習の時間に替えて自立活動を主として指導を行うことができる。（特別支援学校学習指導要領第一章8節の4）

【課題】「障害が重複している、あるいはその障害が重度であるという理由だけで、各教科の目標や内容を取り扱うことを全く検討しないまま、安易に自立活動を主とした指導を行うようなことのないよう留意する必要がある。」⇒実践が少なく検討の余地がないのでは？

実践例を増やそう！

歌やダンス♪

交流及び共同学習への発展

一人一人の興味関心を取り入れたビンゴ

実践例を増やすことで、検討の材料ができる。重複障害の外国語教育の可能性は無限大！

〈参考文献〉

笠原友生（2018）重度・重複障害のある生徒に対する英語教材の工夫 - 共生社会を目指す指導における通常教材へのアクセス.教育実践研究, 28, 211-216.

文部科学省（2018）特別支援学校学習指導要領解説各教科編（小学部・中学部）.

文部科学省（2014）今後の英語教育の改善・充実方策について報告～グローバル化に対応した英語教育改革 5 つの提言～.

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/102/houkoku/attach/1352464.htm (2024 年 1 月 10 日閲覧)

イラスト ドロップレットプロジェクト https://droptalk.net/?page_id=116